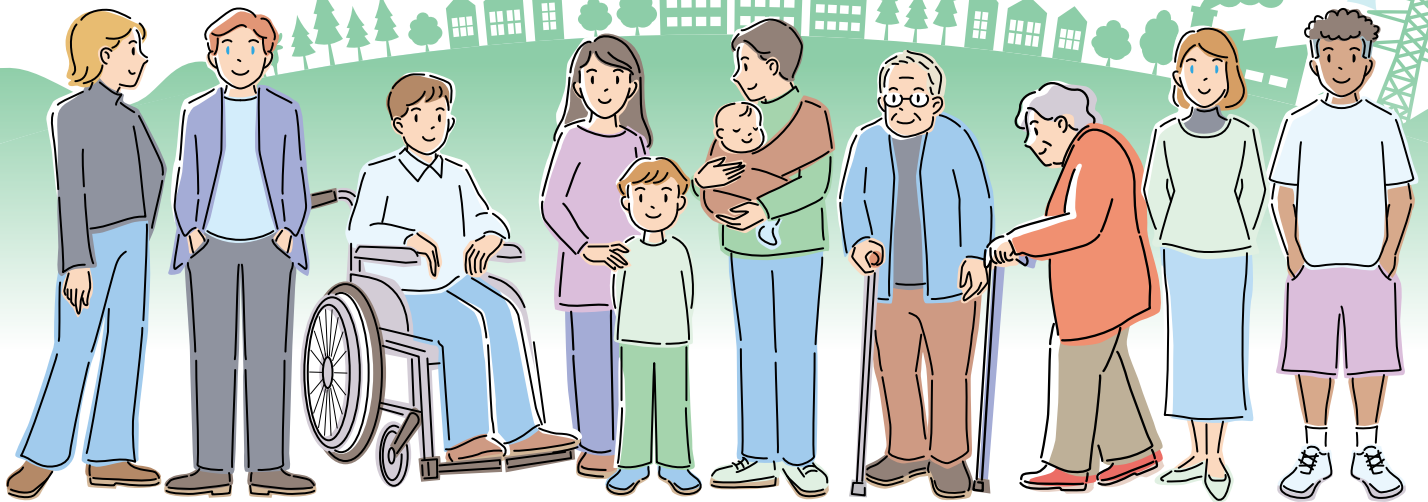


# しあわせは みんなの願い



毎年8月は人権尊重社会をめざす  
県民運動強調月間です

北本市



# だれもが大切なひとりで

## 子どもの人権



### 子どもの人権を守ろう

陰湿で執拗ないじめ、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもたちの生命や心身に大きな影響を与える事件が深刻な社会問題となっています。子どもも一個人として最大限尊重され、守られなければなりません。

## 女性の人権



### 男女の役割を 決めつけていませんか

今もなお、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられ、職場での差別的処遇等も多く、課題となっています。また、女性は、DV、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の対象になりやすく、こうした被害から守ることが必要です。男女がお互いを尊重し、協力しあえる社会をつくりましょう。

## 部落差別（同和問題）



### 人によって作られた差別は 人がなくさなくては いけません

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、今なお、国民の一部の人々が様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題です。一人一人が同和問題を正しく理解し、差別意識の解消に取り組むことが必要です。

## 外国人の人権



### 人権に国境はありません

外国人の方々は、人種や習慣等の違いからくる偏見や誤解などにより、人権に関わる様々な問題にぶつかることがあります。文化等の多様性を認め、外国人の習慣等を理解・尊重しましょう。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動も解消すべき社会問題となっています。

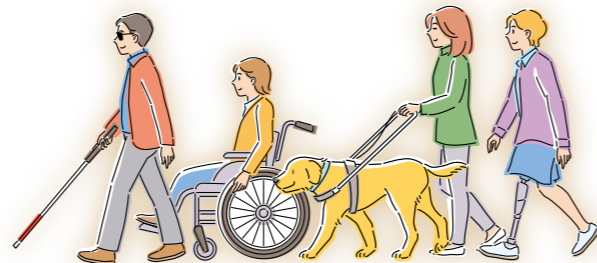
## 高齢者の人権



### 高齢者を大切に する心を育てましょう

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者について理解を深め、高齢者を大切にすることを育てることが必要です。

## 障がいのある人の人権



### 障がいのある人の 社会参加を妨げて いませんか

障がいのある人が、職場において差別的待遇を受けたり、店舗でのサービスを拒否される等の人権問題が発生しています。障がいのある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、豊かに暮らしていける社会を目指しましょう。

## LGBTQに関する人権



### 性のあり方はさまざまです

LGBTQ（性的マイノリティを表す総称のひとつ）に対する理解不足や、偏見、いじめ、差別等、様々な困難により、苦しんでいる人々がいます。性のあり方は一人一人異なります。多様な性のあり方を尊重し、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会を作りましょう。

## さまざまな人権



### 身のまわり にある人権問題を 考えましょう

私たちの周りには新型コロナウイルス感染者、HIV感染者、ハンセン病患者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人等に対する様々な人権問題があります。また、インターネットによる人権侵害も増えています。様々な人権問題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることが大切です。



# 人権擁護委員による人権相談

**場所** 北本市文化センター（第3・5会議室 3階）

**時間** 原則、毎月第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分

※詳細については、市広報または市ホームページをご覧ください。



人権相談  
ホームページ

## みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

**電話** 0570-003-110

**受付時間** 平日/午前8時30分～午後5時15分

## こどもの人権110番(全国共通・無料)

**電話** 0120-007-110

**受付時間** 平日/午前8時30分～午後5時15分

## 女性の人権ホットライン

**電話** 0570-070-810

**受付時間** 平日/午前8時30分～午後5時15分

## 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

**電話** 0570-090-911

**受付時間** 平日/午前9時～午後5時  
(Weekdays 9:00am - 5:00pm)

## インターネット 人権相談受付窓口



<https://www.jinken.go.jp>

インターネット人権相談

## 「北本市子どもの権利に関する条例」について

北本市では、令和4年10月1日に「北本市子どもの権利に関する条例」が施行されました。市では子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から子どもの権利を擁護するため、子どもの権利擁護委員を置き、相談及び救済に取り組んでいます。



## 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日に施行されました。この条例は、法(※)の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的としています。

※部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/douwamondai/jyoureinituite.html>



令和5年(2023年)8月1日発行

北本市総務部人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 電話 594-5506(直通)



北本市は地球環境に配慮した取り組みを進めています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。